

財産の交換について

秦野市中心市街地活性化基本計画に定める商業・業務の新たな核づくりを推進するため、次のとおり財産を交換する。

1 提供する財産

- (1) 種 類 土地
- (2) 所在地 秦野市今川町 1 3 1 番 4 4 の一部、1 3 1 番 4 7 及び 1 3 1 番 5 5
- (3) 地 目 宅地
- (4) 数 量 8 5 1 . 2 2 平方メートル
- (5) 価 格 1 9 8 , 3 3 4 , 2 6 0 円

2 取得する財産

- (1) 種 類 土地
- (2) 所在地 秦野市本町一丁目 2 6 6 9 番 1 の一部、2 6 6 9 番 2 の一部及び 2 6 6 9 番 9
- (3) 地 目 宅地
- (4) 数 量 9 0 6 . 5 5 平方メートル
- (5) 価 格 1 7 1 , 7 9 1 , 2 2 5 円

3 交換差金の補足

相手方は、市に対し、2 6 , 5 4 3 , 0 3 5 円を支払うものとする。

4 交換の相手方

秦野市平沢 4 7 7 番地

秦野市農業協同組合

代表理事組合長 宮 永 均

令和 8 年 7 月 3 0 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

## 提案理由

秦野市中心市街地活性化基本計画に定める商業・業務の新たな核づくりに向け、県道 705 号沿道への新たな企業立地に使用する土地を交換により取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

